



## 税務情報

### 申告・納付期限の延長に関連する国税庁及び東京都主税局からの公表情報

#### 1. 国税庁 — 振替納税に係る振替日を延長

国税庁は2月27日、今般の新型コロナウイルス感染症に対する政府の方針を踏まえ、その拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限を2020年4月16日まで延長することを公表しました。（e-Tax News No.184「[国税庁 — 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を延長](#)」（2020年2月28日発行）及びe-Tax News No.185「[国税庁 — 申告・納付等の期限の延長/財務諸表のCSV形式データの作成方法\(確定版\)](#)」（2020年3月9日発行）にてお知らせしています。）

この延長に伴い、国税庁は申告所得税（及び復興特別所得税）及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の振替納税に係る振替日も延長することを明らかにしていましたが、3月11日、国税庁のウェブサイトにて延長後の振替納付日に関するページ「[\(振替納税をご利用の方へ\)口座からの振替日が、申告所得税は5月15日\(金\)、個人事業者の消費税は5月19日\(火\)になります](#)」を開設し、以下のお知らせを公表しました。

- [\(振替納税をご利用の方へ\)口座からの振替日が、申告所得税は5月15日\(金\)、個人事業者の消費税は5月19日\(火\)になります](#) (PDF 121.2KB)

2019年分の確定申告に係る延長後の振替納付日は以下のとおりです。

- 申告所得税及び復興特別所得税:2020年5月15日
- 個人事業者の消費税及び地方消費税:2020年5月19日

また、消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の特例の適用を受けている場合には、以下の納期等の区分について、その振替納付日が2020年5月19日になります。

- (2019年分)課税期間の3月特例適用分:2019年10月1日から2019年12月31日
- (2019年分)課税期間の1月特例適用分:2019年12月1日から2019年12月31日
- (2020年分)課税期間の1月特例適用分:2020年1月1日から2020年1月

31 日

## 2. 国税庁 — 「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」のお知らせ

国税庁は、3 月 13 日、ウェブサイトに「[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)」というページを開設し、以下のリーフレットを公表しました。

### ■ [新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります](#) (PDF 375.2KB)

このリーフレットには、新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することができない場合に、税務署への申請により換価や納税の猶予が認められる以下の 2 つの制度が紹介されています。

#### < 国税徴収法による換価の猶予制度 >

国税を一時に納付することができない場合において、次の要件のすべてに該当するときは、税務署に申請することにより、原則として 1 年以内の期間(状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。)に限り財産の差押えや換価(売却)の猶予が認められるとともに、猶予期間中の延滞税の一部が免除されます(国税徴収法第 151 条の 2)。

- 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- 納付すべき国税の納期限(2019 年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告については、2020 年 4 月 16 日)から 6 ヶ月以内に申請書が提出されていること。
- 原則として、担保の提供があること(担保が不要な場合あり)。

#### < 国税通則法による納税の猶予制度 >

新型コロナウイルス感染症に関連して以下のような個別の事情に該当する場合には、原則として 1 年以内の期間(状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。)に限り納税の猶予が認められるとともに、猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除される場合があります(国税通則法第 46 条)。

- (災害により財産に相当な損失が生じた場合)新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- (ご本人又はご家族が病気にかかった場合)納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

- (事業を廃止し、又は休止した場合)納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- (事業に著しい損失を受けた場合)納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

### 3. 東京都主税局 — 個人事業税(都税)の申告期限の延長

国税の申告所得税の確定申告期限の延長に伴い、東京都主税局は3月13日、[「国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について\(新型コロナウイルス感染症拡大防止関係\)」](#)を公表し、2020年2月27日から2020年4月15日までに到来する個人事業税の申告期限を2020年4月16日まで延長することを公表しました。(年の中途において事業を廃止した場合は除かれます。)

この取扱いは同日付けの[東京都公示](#)(PDF 23.6KB)に基づくもので、上記のページには、この東京都公示のリンクのほか、以下の情報等が掲載されています。

- 事業を廃止した場合を除き、所得税の確定申告を行った納税者は個人事業税の申告を行ったものとみなされるため、個人事業税について別途申告を行う必要はありません。
- 個人事業税の納税通知書は原則として8月に発送されますが、申告所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことに伴い、一部の納税者については9月以降に納税通知書が発送される可能性があります。

#### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.